原判決を破棄する。

被告人を罰金四千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金弐百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

被告人に対しては、公職選挙法第二五二条第三項により選挙権及び被選 挙権を有しない旨の規定を適用しない。

理由

本件控訴の趣意は、被告人の弁護人黒川英夫の提出に係る控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

所論は要するに、原判決が被告人に対し選挙権及び被選挙権不停止の宣告をしなかつたことは不当であるというにある。

よつて所論に鑑み、本件記録を精査検討するに、本件犯行の動機、態様に徴するときは、原判決が被告人に対し所論の選挙権及び被選挙権不停止の宣告をしなかつたことは、強ち不当とは認められないけれども、既に公布施行せられた昭和三四年政令第一一三号恩赦令の趣旨に鑑み、更に被告人が本件控訴を棄却せられるにおいては町会議員の資格を失格する事情を併せて考慮するときは、原判決の右措置は結局妥当を欠くものと認められるから、原判決は破棄を免れない。

年一〇月二八日大審院判決、前同第一五巻一三六六頁参照) 或は特定の議員候補者に当選を得又は得しめる目的を以つて、事前において短期間内に選挙運動行為が継続反覆された場合、それ等の行為を内容的に観て、例えば数個の買収行為が行われた場合には数罪、又戸別訪問が行われた場合には一罪とて認めるべきであるとの論もないではないが、これは事前の選挙運動というものが、その内容をなす個々の行為が選挙運動たる性質を具備しておれば足りその内容を問わないこと、且つ継続反覆が当然予想せられる一連の複数行為であるという行為態様の実体を無視し、その統一的解釈をしないで、これと一所為数法(想像上の競局)の関係にある買収罪、戸別訪問の罪数によつてそれぞれ事前の選挙運動罪の罪数を強いて規制しようとする謬論であると認められるから、当裁判所はこの見解は採らない。

 の罪は買収罪に包摂せられるだけで、其の存在を失うものではないから、右数個の 買収罪は軽い事前の選挙運動の包括的一罪を媒介として結局其の全部が一罪として 処断されることになるのである。

今本件につきこれを観るに、原判決(一)(二)の事前の選挙運動行為は同一の議員候補者に当選を得しめる目的を以つて、しかも短期間内に継続反覆したものと認められるから、先に詳細説明したとおりの理由により包括的に観察してこれを一所為数法(一)(二)の供与と供与の申込とはこれと右一所為数法(想像上の競合)の関係にある事前の選挙運動罪を媒介することにより結局一罪として便上の競合)の関係にある事前の選挙運動罪を媒介することにより結局一罪として側方為につき、夫々買収の罪と事前運動の罪が成立し、且一所為数法の関係にあるものとなし、夫々重い買収罪の刑によつて処断せらるべき二罪として併合罪の規定を適用したのは、法律の適用を誤つた違法があり原判決に影響を及ぼすことが明らかであると認められるから、原判決はこの点においても破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法第三九七条第三八〇条第三八一条を適用して原判決を破棄することとし、同法第四〇〇条但書の規定に従い次のとおり判決する。 原判決の確定した事実に法律を適用すると、事前の選挙運動の点は公職選挙法第

原判決の確定した事実に法律を適用すると、事前の選挙運動の点は公職選挙法第 一二九条第二三九条に、供与並びに供与申込の点は同法第二二一条第一項第一号に 各該当するところ、右事前の選挙運動は包括的一罪であり、これと右供与並びに供 与申込とは一個の行為で数個の罪名に触れるから刑法第五四条第一項前段第一〇条 に則り結局一罪として重い供与罪の刑に従つて処断すべく所定刑中罰金刑を選択し 其の金額の範囲内において主文の刑を量定し、なお刑法第一八条公職選挙法第二五 二条第三項を適用して主文第二項、第三項とおりの言い渡しをする。

よつて主文のとおり判決する。 (裁判長判事 児島謙二 判事 畠山成伸 判事 本間末吉)